

ジュオルジュ・セル「労働法提要」（一九二七年）同
『労働法』（一九二二年）

山本，愛三郎

<https://doi.org/10.15017/14522>

出版情報：法政研究. 2 (1), pp.161-184, 1931-12-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



Scelle, G., Précis élémentaire de législation industrielle, 1927,
(PP.VII—352); Le droit ouvrier, 1922, (PP,VI—210)

山 本 愛 三 郎

(一)前 著 者

ジュオルジヨ・セルはデュシヨン大學の國際公法の教授として知られて居り、従つて彼には國際法關係の多くの著書があるが、勞働法に關する著作としては、私の知つてゐる範圍では表題の二書がある丈である。本文は此等五ヶ年の歴史を間に置いた二書について簡略な紹介をなすものである。

一九二二年のものは次の三部からなつてゐる。即ち——

Première partie : La vie externe du droit ouvrier.

Deuxième partie : La vie interne du droit ouvrier.

Troisième partie : La vie professionnelle d'ouvrier.

ジュオルジヨ・セル「勞働法提要」同「勞働法」(第二卷第一號)

(B 一六一)

一

第一部に於ては、労働法の一般的な特色を探究して後、年代順に労働立法の發展史をのべて、労働法の成長し來れる様相を示し、次いで労働法促進の重要な要素としてのサンチカリズムの活動が、法律と同様の重要性に於て論ぜられてゐる。第二部に於ては先づ客觀法の形式を了解するために労働法に關する立法作用が論ぜられ、次いで労働法の主體たる労働者自身に依つて客觀法が如何に利用されてゐるか、労働者自身の法的地位の創造を論じ、労働界に於ける個人的又は集團的紛争及びそれを解決する立法活動に及んでゐる。第三部に於ては労働法を利用する所の労働法の主體を、現實的な人間生活に於て考察し、管抽象的のみに労働法を考察することを避けんとしてゐる。斯くして労働者の出生から、職業教育、就職、労働の行使それ自身、工場に於ける労働者の法律生
活休日、退職に及んでゐる。（Le droit ouvrier. VI）

一九二七年のものは次の二部からなつてゐる。

Première partie : Évolution historique de la législation du travail.

Deuxième partie : La vie juridique ouvrier.

その第一部に於ては、労働立法の順次に發展せる様相及び時代を異にして労働立法に影響を及した多くの因子について學ばないならば、労働法研究者は全體的關聯に於ける討究を不可能にされるをなして、歴史的考察を先

行せしめてゐる。進んで斯る背景なき平面的考察は觀念の全體性を誤認せしめるこゝさへされてゐる。第二部に於てはレアリストの見地から、勞働者及び資本家に依つて彼等の權利が日常如何に行使されてゐるかを研究するのである。次いで勞働者の出生より死亡に至る發展を各々の様相に従つて研究し、勞働立法の有效性及び缺點について嚴密な印象を與へんとしてゐる。(Precis. VI) 更にこれ等二つの部分の補助部分として「勞働立法と勞働の管理」なる章が序文に次いで附せられてゐる。

斯くの如く一九二二年の著書と一九二七年のものとの交互に眺めるならば、その研究方法、勞作の目的に於て少しも變へるこゝのないのを知り得るのである。

(二) 勞働法研究の態度

彼の勞働法研究の際に常に貫流してゐる方法は何であるか。それは先づ法を法それ自身に於て考察することに依つて完全に把握され得るものとなさずして、法を社會關係の法律的表現に過ぎないものにしてゐるこゝである。

彼は「一つの『立法制度』、一つの法は社會に於ける人間關係の一樣相を規律する規定の全體以外の何ものでもない。」(Precis. V.) と言つてゐる。斯くて彼に依れば法は社會關係の上に立つ上部構造なのである。それ故にデモクラチックな多くの學者が「斯くあるべきもの」を論ずるのに反對し、「斯くあるもの」、引いては「斯る

が故に必然的に斯くあるもの」を論ずるのである。

しかしそれまで決して白紙の如き心を以つてなされるのではない。二階級對立の社會に於ては一勞作一筆稿必らず兩階級のいづれかの立場からなされなければならぬ。彼は勞働法を「勞働者のための法」(Proletariat's law)とみなした如くに彼の勞作を勞働者のためのものとみなさんしてゐる。かくして「斯くあるもの」に對する批判が出て來る。

彼は次の如くブルジョア法體系の階級性を曝露してゐる。

フランス革命、人權宣言はデモクラシイの法律思想を一般化した。その擁護論者達は、デモクラシイに於て階級があつてはならない、一階級のために立法してはならない、一階級のために支配してはならない、と言ふ。しかし現實を見れば國家及び商人には特權が與へられてゐる。これについて擁護論者は、國家・商人は法律上一定の行爲をなす場合に限り特權があり、その他の場合には一樣に平等なものとして取扱はれてゐると辯解する。しかし勞働者の人格は行政官吏及び商人の様に決して二重になることはない。彼は生れて死ぬまで勞働者としての行爲しかない。斯して平等思想はデモクラシイの法體系が階級的なことを隱蔽するデマゴギイ以外の何物でもない。更にフランス革命の普通法の法律思想には今一つのドグマが存してゐる。それは經濟學上のレッセ・フェールの思想と平行的關係にある契約自由の原則である。國家權力の行使は契約の法律的効果を保証することに限られてゐるが故に、生産交換の制度に干渉することは出来ない。同様に賃銀勞働者と資本家との法律關係についても亦、契約の一般原則を適用す

べきものとなしてゐる。更に進んではブルジョア法体系では、労働者と労働力とが恣意的に切離されて、労働者自身は貸借の對象たり得ないと規定しつゝも、労働者が労働力を他人の使用に置くのを見ては、法律上これを貸借と同一視してゐたのである。

これ等のドグマを有する個人主義に反して労働者には階級としての権利があるべきである。かくして商法、行政法、軍人法と同様に、労働法の存在は *Raisons naturelles* である (Précis, 2—3)。

法は社會關係の部分的表現なるが故に、社會關係の推移と共に常に變遷流轉の姿をこる。社會關係の歴史と稱せしめた變遷史を知るこゝには、全體的關聯に於ける法の把握は不可能たらざるを得ない。それ故に彼は茲に紹介される二書いづれに於ても、歴史を先行させ、しかもそれには全頁數の半分を與へてゐる。

彼は更に歴史を階級闘争史として眺める。労働法の成長史も決してそれを超脱するものではない。労働階級は闘争に依つて「そのための法」を戦ひこらねばならなかつた。斯くして彼は歴史進展の要素として、學説よりも恩恵よりも労働者自身の勢力を先づ第一に擧げて居り、(Précis, 9) その組織的勢力としてサンデカの運動に論及し、(ouvrier VI) それに特別の章を分與してゐる。更に進んで、労働立法が急速な飛躍をなしたのは、労働階級がレヒュプリカンミ手を切り、それと抗争するに及んでの事であるを指摘してゐる。(Précis, 57)

しかしながら労働者が如何に「そのための法」を得んとして戦つても、それが支配階級でない以上、或は又

資本主義的社會關係が轉覆されない以上、「労働階級のための法」も決して一體系として現れるものではない。彼は次の様に言つてゐる。

すべてそれ等はブルジョア階級をして労働階級に完全な法律的武器を與へしめるものではない。何故なればブルジョア階級は政治權力の排他的把握者であるからである。たゞへ軍農學派が何と言はふとも、善良なタイラントなざる有り得ない。特にデモクラシーに於てそうである。一階級は、恰もその良心に合致するかの如く見える程の生れながらの本能に依つて、それ自身の利益に合致する様に立法する。國家の支配階級は必然的に自分自身のためにのみ活動する。プロレタリア階級にしても同様で、彼等はプロレタリア獨裁をやり、現存立法制度を、來るべき結果を考慮することなしに、その排他的直接的利益のために轉覆する。斯くしてボルシエビッキイはロシアの經濟的權力を破壊した(Ouvrier, 13.)。

なる程現在フランスは「労働法典」を持ち合せてゐる。しかし法典を見えても、單に集められたもの、外見上法典と見えるものに過ぎない。それは日を追ふて制定された所の、又他の法律中に散在してゐる所の、しかも多くの場合暫定的なる無数の労働立法的諸規定を一つのものに集めたに過ぎない、しかも該委員會は新しい規定を少しも加へずに、又現存の法の明文を變更することなしに、編纂しなければならなかつた。而して該委員會が四年間かかつて起草したものが、そのまま政府案となつて今日施行されてゐる。(Précis, 3-4)

かくの如くして現行労働法は労働階級がその勢力を増大することに依つて戦ひをこつたものであると同時に、又

一方ブルジョアジーの法體系の中に編み込まれてゐるが故に、労働者の立場からは、多くの點に於て不完全なものになつて現れてゐる。それ故にこそ彼は労働階級が長い間の闘争に依つて得た労働法にも又批判の眼を向けるのである。特に最も重要な攻撃點となつてゐるのは階級權の否定、個人主義である(Ouvrier, I—14)。

(三) 労働法の史的發展

次いで労働階級は如何に「労働者のための法」を克ちきらんとして戦つて來たかと言ふ彼の労働法研究の最も特色ある部分の内容に移らう。而して又これは *Precis* の第二部、*Ouvrier* の二部、三部を完全に結合して一體となるものが故に (*Precis*, VI.)、同時にそれをも要約して説明する、ことにする。

フランス労働法史を研究する者は屢々フランス大革命にか又一八四八年の革命に遡ることを主張する。成る程「一七八九年に立法上の諸原則が確立され、それが今日まで我々の法律制度の根本をなしてゐるし、労働者のために國家權力が干渉を行ひ始めたのは、一八四〇五——〇年である。しかし一七八九年の同業組合制に對する反動も、一八四八年の契約自由の原則に對する反動も、立法者の腦髓から割出された社會的構成として、過去に全然絶縁されたものとして、眺めることは出來ない。紆餘曲折する進化中の一飛躍にすぎない」(*Precis*, 10P.)。斯くして彼はアンシアン・レヂームを一七八九年の、換言すればブルジョア法の誕生の先行條件として考察する。

アンシアン・レヂームで支配的な制度は同業組合制である。同業組合制の本質は、組合、規律、獨占である。かかる制度は二つの見地から國王の獎勵する所となつてゐる。それは國王の財政的見地と階級制度を保證する見地とである (Precis. 12—13)。しかし同業組合制の他にマニユファクチュア制もある。マニユファクチュアに對する免許狀の附與も亦、地方的競争の排除と工業主の利益を目的としてなされたのであるから、それが獨占の働きをなすことは言ふまでもない。而して個人經營の可能性は規律を嚴酷なものとなしてゐた (Precis. 16—17)。

しかしその特權的制度はいつまでも生産力發展の拘束となることなしには濟されない (Precis. 19)。同業組合制、マニユファクチュアはその規律の嚴格なるを、獨占的なるをよりして、消費及び生産の發展の障害となるに至つた。それ故に一七九一年三月二—一七日の命令は同業組合、マニユファクチュアを禁止した。而して「産業上の新制度はそれ自身により適合した根本制度即ち憲法的基礎を承認するものである。」(Precis. 20)。即ち人權宣言により一七九一年に「最早、國民の如何なる部分に對しても、如何なる個人に對しても、特權もなければ、又、全フランス人が普通法から除外されることもない。最早、技術及び職業に依る職工組合も、同業組合もあつてはならない。」(Precis. 20)。こゝ布告した。これは勞働自由の確立である。勞働自由を分析して見れば企業設立の自由、就職の自由である。雇主は契約に依つて制限されざる限り、恣意的に勞働方法を決定する自由を有する。更に重要

なるのは契約の自由である。契約の自由は労働契約の自由のみならず、生産資料及び生産物の賣却、購入、運輸の自由を包含してゐる。これらの諸自由こそ新制度と言はれるものである。更に新制度が生産力發展の辨證法的歸結である以上、奴隸なき自由競争でなければならぬ。それ故に労働者も労働力を切り離し、労働者自身は賣買の對象たり得ないとなしたのである。民法典一七八〇條にも、革命三年の憲法十五條にも「何人もその餘暇及び労働力の提供の契約をなすことを得、しかし自分自身を賣り、又、他人を賣るを得ず。人格は讓渡し得べき所有物ならず。」と言つてゐる (Precis. 20-21)。

これらの自由の原則は永久の眞理たり得るものではなく、矛盾なくしてはすまされない。一七九一年六月一四—一七日の「シャプリエ法」(Loi Le Chapelier) 以來、それは歴史の必然の流れに對する反動であることを公表せねばならなかつた。シャプリエ法は職業的組合を禁止する規定である。しかし階級的結合は人間の活動必然の結果である。それ故に職業的組合を禁じて個人的自由を守らうとすることは、個人的自由の概念をして強制的孤立の概念となすことではない (Precis. 22-23)。

「自由思想の悪化は平等思想の悪化に導いた。フランス革命時代の立法家は、法の主體は、彼が與へられてゐる法律上の權利を自由に利用し得る、丈の經濟平等を有しないとするれば、法律的平等も有し得ないといふことを知

らなかつた。」(Precis. 23—24)。そのみならず「アンシアン・レヂームの勞働關係法規の時代思潮を示すに足る特色——警察的なことは、新制度の下に變革されるどころか、却つて反對により強く現れてゐる。」(Precis. 24—25)。即ち、同盟ミストライキはアンシアン・レヂームと同様に彈壓されてゐる。その例を擧ぐればいくらでもある。一七九一年六月一四—一七日の命令にも、革命十一年の法律たる *Loi relative aux manufactures, fabriques et ateliers* にも見る(ン)が出来る。ナポレオン法典に到つては勞働契約を賃貸借となし、刑法典は集會を禁止してゐる(Precis. 2428)。

一方蒸氣、紡績機、自動織物機の利用が一般化するにつれて大工業は漸次發達した。この物的繁榮の社會的結果は何であるか。それは第一に勞働階級の人口的増大であり、次に勞働者の地位の低下であり、更に婦人、少年の組織的搾取である。勞働者間の競争は増大する勞働時間は十七—十八時間に延長され、時としては二四時間休まないことさへあり、夜間勞働は一般の原則とされ、休日の規定など勿論なく、衛生と保險は無視された。斯してモナーキイに對する勞働階級の反抗心が起つた(Precis. 29—30)。しかし「勞働者は彼等孤立では王國を轉覆することは出来なかつた。彼等は或は熱情的な、或は打算的な同盟者を必要とした。それはルイ・フィリップの政府に反抗して起つたブルジョアジー、共和主義者、ボナバルト主義者であつた。」(Precis. 35)。そして此事は一八四

八年の革命をしてブルジョアジーの物たらしめたことはいふまでもない。

労働者はこの革命に依つて多くの権利を與へられた。臨時政府は「即坐に労働の組織をなせ！即坐に労働に關して立法せよ！それこそ民衆の意思だ。民衆は待ち受けてゐるのだ。」(Précis, 36.)の通知を受けて直ちにそれに従はねばならなかつた。一八四八年二月二十九日の命令は労働に關する法律の制定を承認し、無制限の労働組合權を與へた。時恰も恐慌時にして労働階級の悲慘は増大し、事業休止は頻發した。それ故に『國營工場』(Ateliers Nationaux)が建設された。一八四八年三月二十四日の命令は労働時間をバリでは從來一一時間のものを一〇時間に、地方では一二時間のものを一一時間に縮少した(Précis, 36—37.)。少年労働時間は一八四一年三月一二日の法律に依つて、八歳以下の少年は雇傭禁止、九歳より一一歳までは一日九時間、一二歳から一七歳までは一日一二時間とされてゐた(Précis, 32—34.)。しかし革命のブルジョア性は次第に露骨になり始めた。カペイニック時代に及んでは労働に關する立法規定は次第に廢除され始め、一八五一年以來は労働時間は現實的には法律上の制限を越えてゐるのに黙許されてゐた。労働組合權も同盟權も相次いで禁止された。ただ労働者がこの間得たものは、王統派ミカベイニックとの紛争の間に、後者が労働者誘引のためになした所の普選權だけであつた(Précis 39—42.)。

次いでナポレオン三世の第二帝政時代が來た。帝政は常に財政的見地からブルジョアジーに味方しなければならぬ(Précis, 24)。それ故に、一八五三年には普選權は奪はれ、一八四八年三月二八日の命令が設置した所の勞務調停委員會(Prud'hommes——勞働者に依つて資本家委員を、資本家に依つて勞働者委員を選舉するもの)は、多くの勞働者から選舉權を奪ふことに依つて恣意的な設備となつてしまつた。一八五四年六月二二日の證明書法(Loi des Livrets)は男女の別なく勞働者は證明書が必要であるとなして警察權を擴大した(Précis, 44—45)。

ここに同盟權が再度問題とされなければならなかつた。何故なれば一八六二年の印刷工のストライキについて裁判所はそれを罰せんとし、輿論はストライキを是認し、ナポレオン三世は印刷工を寛容したからである。一八六四年五月二五日の法律に依つて同盟權が一應確認された様に見えた。しかしそれは他の新たな犯罪規定に依つて置き換へられたに過ぎなかつた。何故なれば、同盟の目的はストライキであり、法律は同盟のために脅迫、詐欺、暴行の手段を用ひることを得ずとなしてゐるが、それなくしてはさうしてもストライキに發展して行くことが出來ないからである。擁護論者は「勞働の自由の原則を破る」さいふ口實を設けるが、それは口實以外の何もでもない(Précis, 46—48)。一八六六年には組合權が再度問題とされ始め、一八六八年六月六一〇日の法律は、市町村の住民七人のサインを有し、秩序を亂す場合及び政治的又は宗教的問題に携る場合には行政官吏は直

に解散を命じ得るをなして、組合權を認めるに至つた(Precis. 46)。

一八七〇年——七一年の戰爭に於てバリ・コンミュンの活動は花々しかつた。それは經濟的因子の影響により甚しく革命的性質を帯びてゐた。しかし未だ労働者と資本家の對立はその頃まで意識的ではなかつた。労働者は社會主義者、共和主義者、インテリ群に依つて混然と指導された。かくてバリ・コンミュンは失敗したが、その經驗は無駄ではなかつた。又戰爭中労働大衆の愛國的であつたこゝは、ブルジョアをしてその報酬をなさしめるに充分であつた(Precis. 53 - 54)。

バリ・コンミュンの經驗は、既に普及されたプロレタリアートの指導理論たるブルウドン主義、マルクス主義、國家社會主義(ラサールの道德的國家社會主義)の思想と相俟つて、今までブルジョア共和主義者と一團となつて活動してゐたプロレタリアートをして、ブルジョアに對抗して起たしめるに至つた。「最早労働階級はブルジョアを信じなくなつたのである。」(Precis. 57)。第三共和國は斯る労働者の心理と共和主義者の反動的政策の中に幼少の歩みを續けるのである。而して又このこゝは一七八九年の自由と平等を法的抽象によつて保護する思想を一變せしめ、經濟的平等と現實の自由を實現する傾向に移らしめた。これより非干渉主義より干渉主義への轉向が始まつたのである(Precis. 45 - 52)。

労働組合法については此の頃三つの思潮があつた。その一つはカトリック主義で、労働組合反対まで行かなくとも、協調的な組合にのみ特権を與へんとするものであり、第二はこれと正反對の立場にある労働階級の意見であつた。それは労働者のみの組合、そして階級組織にまで發展しうる組合、同一職業、又は産業に屬する労働者の全部について強制的な組合を認めんとするものである。第三は政府及び多數の意見でそれは前二者と全然異なるものである。それは如何なる組合でも許すが、それを經濟鬭争の範圍にきぎめんとするものである。「政府及び多數の意見は全然別のものであつた。それ等の人々が建設せんを欲したのは新しい、そして又特権を有する同業組合制でもなければ、労働階級の自主、自治的な組織でもなかつた。組合に存在の權利を與へつつ、彼等が完成せんとしたものは労働の自由であつた。ただその自由はフランス革命が認めた様な自由ばかりではなくて、總ての意思表示に於ける自由であつた。組合の自由は意思表示に於ける自由の一つの本質的な形式である。且つこの權能は依然として個人主義的でなからねばならなかつた。總ての労働者は組合を利用しようがしまいが、加入しようが組合の外部にきぎまらうが、氣に入つた時いつでも脱退しようが、都合さへよければどんな労働組合に加入しようが自由である。組合の多様性には何等の制限もない。それ等は總て平等の權利を有してゐる。」(Le droit ouvrier, 49—50.)

一八八四年五月二一日労働組合法は遂に公布された。ワルデック・ルッソウに依れば該法律は労働と資本の間の均衡を保たしめるものであり、一七八九年の自由、平等の思想を實現したものである。しかしこの中には誤謬がある。それは組合は協調よりも闘争を本質とすることに於てである。現實を見れば労働階級は該法律をして政治的闘争手段と社會的闘争手段との結合と考へ、政府は、ワルデック・ルッソウと同様に、自由主義の現れであるに解したのである (Precis 83—84)。

一八九〇年七月二日の法律に依つて、證明書法 (Loi des Livres) は取り除かれ、一八九〇年一月二七日の法律は民法典一七八〇條の不便を改正した。何故なればそれに依れば被傭者は忽然と解雇される恐れがあるからである。一八九〇年七月八日の法律は少年労働の安全のための委員を選擧せしめた。一八九二年一月二日の法律は少年婦人労働の保護を、一八七一年及び七四年の法律に倣つて確立した。一八九二年一月二七日には和解及び仲裁に關する法律が制定され、一八九三年六月十二日の法律は少年婦人労働の保護を一般化した。更に特筆すべきは一八九八年三月九日の法律である。それは労働事故に關するものであるが、これよりして法律上の思想の變革をより明らかに認めることが出来る。何故なれば普通法に依れば過失ある場合にのみ雇主に責任があることとされてゐるけれども、一八九八年の法律は企業そのものに危険性があるとして、常に雇主に責任を負はしめてゐる

る。一八九八年に勞働階級はモウ一つの利益を得た。それはドレフェウス事件に依つて混亂した選舉に際して、ミルランが入閣して大いに社會事業を行つたことである。一九〇〇年九月一七日の命令は勞働に關する地方會議(Les Conseils régionaux)を創設した。それは最初同數の委員を勞働と資本それぞれから選舉することに於ては、一九〇八年七月一七日の法律は、組織勞働者、未組織勞働者に拘らず、勞働階級からのみ委員を選舉せしめるに至り、純粹の相談機關となつた。一九〇四年には勞働時間は一〇時間とされた。一九〇六年七月一三日の法律は日曜日の週休制を確立し、一九〇七年三月二七日の法律は勞務調停委員會制が制限選舉により全然無意味有害なものになつてゐるのを改正し、更に婦人選舉權をも與へてゐる。社會的豫防、退職についても保護規定が設けられる様になつた(Précis, 84—80)。徒弟制度は現代的産業の發展に依つて舊時の遺物となり、新しい産業制度の下に於ては勞働の單純化と共に長期の徒弟的職業修得の必要はなくなり、職業教育の施設がなされなければならなくなつた。更に就職については一九〇四年に職業紹介法が問題となつたが、上院の反對によつて、不十分にしか行はれなかつた(Précis, 163—167)。

次いで研究すべきは勞働契約である。勞資の對立は契約自由の原則をも變革せねばならなくなつた。勞働契約に於ては何等自由はない。それは國家の政策が干涉主義に移るにつれて、國家の法律に依つて定められた規定に

限する契約となつて來たが、更に一方に於て「工場規則」により資本家の恣意的規律にしたがふ契約と解することも出来る様になつた。それにも拘らず政府は依然として労働契約を契約自由の原則に従ふものと解せんとしてゐる。労働法典が指示する契約の概念も不十分にしか適用されてゐない。契約について「傳統的觀念は一方に於て個人的労働契約と他方に於て集合的労働契約とを區別してゐる。雇傭がある場合、換言すれば労働者がその労働力を雇主或は企業家の使用に委せることに同意し、雇主又は企業家から擧權された代理人が、それと交換に賃金を彼に給付することを約した場合にはいつでも、個人的労働契約が存するのである。集合的労働契約は雇主又は雇主の機關が、労働者の集合に對して、或る決定された労働條件に依つて仕事をなさしめることを約し、労働者の集合がそれを承認した場合に成立する一の行爲である。しかしこの傳統的觀念は商品目録的な利益がある以外には何等の利益もなく、契約なる語を法律的技術的の意味ではなくて、俗流の意味に解する場合にしか受け容れられない。我々は完全に契約が存せんがためには意思の合致がある丈では不充分であると言ひ得る。契約は二つの意思が出會ふこと、或は意思の二つの群があることを包含してゐるし、又同時に契約は目的物及び目的 (object et but) の差異を内包してゐるのである。何故なれば茲に問題となる當事者は利益相反するものだからである。互に條件づけられんことを欲んでゐる所の目的物、法律的效果が同時に望まれる場合にしか契約は成立しないか

ら、その意味で意思の合致が必要であると言へる。しかし契約の本質はそれらの労働条件について論議があるといふことである。契約當事者の各々は、彼に氣に入つた様に、自分のために實現せん望んでゐる所の主觀的規律上の地位を變更するこゝが出来なければならない。しかして我々は集合的労働契約の中には斯の如きものを發見しない、又個人的労働契約の中に於てさへも發見しないのである。集合的労働契約は本質的には、労働者の集團の代表者に依つて、一時的な、ある一つ或は數個所の工場に於て雇傭される時の労働條件の確定であり、一人或は數人の雇主とその代表者の一致がある場合に成立する。そこには如何なる程度に於ても、雇主にまつても、被傭者にまつても主觀的立場を實現する餘地はないのである。そこにはただ一時的雇傭の便宜的規律があるばかりである。誰も或る特定の労働者に仕事を提供せん約するものもなく、労働者も亦、約束された條件で労働力を提供せんことを約しないのである。そこには如何なる種類の契約も存在しない。ただ當事者に依る労働條件の客觀的一時的規律があるばかりである。個人的労働契約については多くの場合がある。それは、(一)、個人的地位(労働及び賃銀の債權者債務者)を關係當事者に創造するため、(二)、個人に一般的地位、或は規約(*of the type*)即ち雇主の規約及び被傭者の規約を適用するため、になされる所の意思の合致を内包する複雑な行爲である。これらの規約は非常に屢々當事者の現實的意思をかけた内容を作する。それは法律に依つてであれ、規

則 (Reglement) 即ち我々が次に話さんとする所の個人的發案による規則、(協約 convention collective) に依つてあれ確立されるのである。規約は屢々その全部、或は一部について、當事者の一方即ち資本家の意思に依る一方的行爲に依つて定められてゐる。その場合、それは工場規則 (Reglement d'atelier) なる。その客觀的性質は協約と同様に明らかである。當事者の頭上に規約及びその内容が強行されるのは、雇傭以外の何ものでもない所の條件事項が事後發生した結果であらう。それ故に雇傭は勞働の假契約の本質的發生原因でしかない。雇傭は意思の合致である。しかし契約は勞働條件が勞資間の論議及び合致の對象である限度に於てしか存在しないであらう。客觀的に勞働條件を確定せんとする一方的、双方的、多方的意思の行爲に依つて、前以つて規定される凡ての勞働條件については、何等契約は存しない。ただ條件事項の發生による規約の適用がある丈である。讀者諸君は工場規則或は規律的協約が法律及び行政命令の如き強制的效力を有してゐるまいふ學說に反對してはいけない。それ等は事實的にも法律的にも強制的效力を有してゐる。事實、この規律的行爲が、公權力の表現或は個人意思の表現である所の現實的權力を有してゐるか否かは問題ではない。特に法律が明文をもつて當事者のみならず裁判にも優る強制力を承認してからはさうである。」(Précis, 173—175)。

斯る間にも歐洲大戰の危機は迫つた。祖國防衛のために可能なるあらゆる手段が用ひられ始めた。賃銀は軍需

品工場建設のために支拂猶豫され、軍事當局は到る所で高壓的態度をこり、工場労働者にも軍事的規律が課せられ、ストライキ及び組合法は中斷された。政府は労働時間制、週休制、夜間労働、婦人労働の諸保護をサボタージュした。かくして一度開戦されるや、労働者は彼が働き馴れた工場から抜き去られ、工業、商業、運輸、農業は最高級の生産的労働者を失ひ、婦人労働力が使用されるに至つた。これは婦人賃銀をして男子と同等にするに役立つた(Precis, 83—84)。

しかしながら不思議にも労働階級は一八七〇年に於けるが如く愛國的となり、彼等の義務をよく果したのである。このこゝはブルジョア階級をして労働者のために報恩的施設をなさしめるに至つた。一九一七年の命令は和解調停委員會を創設した。一九一五年七月一〇日の法律は家内工業労働者の最低賃銀を定めて、標準賃銀制の原則を齎し、一九一七年六月一一日の法律は衣服労働の労働時間に『英國週法』(Semaine Anglaise 土曜半休制)を採用した。一九一八年一月二九日の法律は解雇を保證し、同時に災害についても立法された。更に一九一九年三月二五日の法律は労働協約について規定し、三月二八日の法律はパン焼工の夜間労働を禁じ、一九一九年一月二五日の法律は職業病を保護した。更らに特筆すべきは一九一九年四月二三日に労働階級が九時間労働制を戦ひこつたことである。一九二〇年三月一二日の法律は労働組合の訴訟能力を擴大して、協約制度を保證し

た (Précis. 84—90.)。

しかしアルザス・ローレンを得た戦後の俄景氣につづいて、經濟恐慌はあらゆる諸外國と同様にフランスにも押寄せた。金融資本時代がやつて來て、大工業の集中運動は軍需工業、金屬工業より始められ、獨占組織は次第に廣範圍に及ぶに至つた。金の下落はプチ・ブルジョアをプロレタリア化した。かくして勞働階級の闘争はますます尖銳に現れて來る様になつた (Précis. 85.)。

次いでセルは又勞働立法促進の要素としてサンヂカの運動を述べてゐる。歐洲大戰前に於けるサンヂカリズムについて一言すれば、即ち一八八四年の法律が勞働組合を法律的に規定してからは、勞働者はそれを一七八九年の自由思想の實現ミなす所の資本家、政府、ブルジョア學者に反抗して、闘争の機關ミ解するに至り、サンヂカリズムの運動は急速に發展した。一八八四年には資本家組合一〇一、勞働者六八、混合一、農民組合五であつたものが、一九一〇年の歐洲大戰前夜には次の様な進展を遂げてゐた。

資本家組合	四、四五〇——	三六八、〇〇〇人
勞働組合	五、二六〇——	一、〇〇〇、〇〇〇人
混合組合	一八四——	三八、〇〇〇人

農 民 組 合 四、九四八—— 八一三、〇〇〇人

又組合運動は階級的な全國的組織に發展する必然性を有するものである。フランス労働總同盟(C・G・T)はここに發生した。それは始め地方的な労働取引所(Bourse de Travail)より發展し、ついで職業別、産業別の全國的組織になつた。前者は地方分權的で、各組合の自治が認められるが、後者は中央集權的である。サンヂカリズムには二つの傾向がある。それは議會主義の立場によるものと、暴力によるものとであるが、兩者共に資本主義國家の轉覆を必要目的であるとなしてゐる(Praxis. 92-110)。

他方資本主義制度は社會平和のために解決を要する同様な危機を到る所の國々で引起した。自由主義の思想は到る所の國々で干渉主義に移らなければならなくなつた。加之、労働者の移住も増加したのである。こゝに各國は同様な立法を、即ち労働の國際的立法を必要にするに至つたのである。歐洲大戰に於ける労働階級の功績は今や國際労働機關を施設せしめてゐる。それは労働憲章を有してゐるし、各國の労働立法の促進に資してゐるのである。

(四) 結 び

以上で簡単な紹介を終るのであるが、セルは一九二七年の勞作の序文に於て、「労働法の研究は熱情を以つて

これまで言はなくとも、少くとも深く興味をそゝられるといふ程度の關心でなされなければならないのである。何故なれば問題は勞働生活の法律的様相に關し、國民の運命と密接に結びついてゐるからである。」(Preds. V)に言つてゐる。こゝに彼の勞働法研究の態度、目的が充分現れてゐると思ふから、結びとして置いておかう。